

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

指定感染症

新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大を防止するため、感染症法上の「指定感染症」に指定する方針。感染者に対する強制入院などの措置をとることが可能になる。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1/27(月) 先負	国旗制定記念日
28(火) 仏滅	
29(水) 大安	
30(木) 赤口	
31(金) 先勝	11月決算法人の確定申告ほか、イギリスのEU離脱
2/ 1(土) 友引	
2(日) 先負	別府大分毎日マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/20(月)	24,084 △ 43	110.12 △0.08
21(火)	23,865 ▼219	109.97 △0.15
22(水)	24,031 △166	110.00 ▼0.03
23(木)	23,795 ▼236	109.60 △0.40
24(金)	23,827 △ 32	109.54 △0.06

4月から中小企業も「時間外労働の上限規制」

本年4月から、中小企業にも「時間外労働の上限規制」が適用されます。

◆「時間外労働の上限規制」のポイント

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労働者に法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超える時間外労働をさせる場合や、法定休日（1週1日又は4週4日）に労働させる場合には、労使協定（36協定）の締結・届出が必要です。

改正により、36協定で定めることができる時間外労働時間について、次のように上限が設けられます。

◎時間外労働（休日労働は含まない）の上限……原則として月45時間・年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がなければ、超えることができません。

◎臨時的な特別の事情がある場合……臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、*時間外労働が年720時間以内、*時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、複数月平均80時間以内、*時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヵ月が限度、となります。

◎上限規制の適用が猶予・除外される事業・業務……建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島・沖縄砂糖製造業（時間外労働+休日労働が100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制のみ猶予）は、令和6年（2024年）3月まで適用が猶予されます。また、新技術・新商品などの研究開発業務は適用除外となります。

◎経過措置……施行前と施行後（本年4月1日）をまたがる期間の36協定を締結している場合には、その協定の初日から1年間に限って有効となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201504

上場株式等で異なる課税方式を選択する場合

上場株式等の配当所得等及び特定口座内（源泉徴収あり）の譲渡所得等については、所得税と住民税が源泉徴収されています。そのため申告は不要ですが、各種所得控除等を適用するために総合課税（配当所得等のみ）又は申告分離課税を選択して申告することができ、所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することもできます。

例えば、上場株式等の配当所得等について、所得税は総合課税又は申告分離課税を選択した場合でも、住民税は申告不要を選択できます。

なお、異なる課税方法を選択する場合は、住民税に係る納税通知書が送達される日までに、住民税の申告書を提出する必要があります。

給与所得者に副収入がある場合は

年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得た場合は、確定申告が必要です。

例えば、オークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た所得は雑所得に該当します。ただし、生活の用に供している資産（古着や家財など）の売却による所得は非課税となるため、確定申告は不要です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産に関する申告書」の提出期限は1月31日。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年4月から中小企業にも適用される「時間外労働の上限規制」

◆労働基準法における労働時間の定め

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされており、これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされており、これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署長への届出が必要となります。

これまで、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって、上限の基準が定められていましたが、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。

◆「時間外労働の上限規制」の主な内容

1. 「時間外労働の上限規制」の導入によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。
2. 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を超えることはできません。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2ヵ月平均」「3ヵ月平均」「4ヵ月平均」「5ヵ月平均」「6ヵ月平均」が全て1月当たり80時間以内
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヵ月が限度

3. 上記に違反した場合には、罰則（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

※特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以内にしなければなりません。例えば、時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働44時間、休日労働56時間、のように合計が月100時間以上になると違反となります。

◆経過措置

上限規制は、施行後（中小企業の場合は令和2年4月1日以後）の期間のみを定めた36協定に対して適用されます。施行前と施行後にまたがる期間の36協定を締結している場合には、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。そのため、その協定の初日から1年経過後に新たに定める協定から上限規制に対応することになります。

◆上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務

◎令和6年3月31日まで適用が猶予される事業・業務

建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島・沖縄砂糖製造業※は令和6年3月31日まで適用が猶予されます。

※鹿児島・沖縄砂糖製造業は、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以内とする規制のみ適用が猶予されます。

◎適用が除外される業務

新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

※1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導を義務付け、事業者は面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

◆36協定の締結に当たってのポイント

- ①「1日」「1ヵ月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。
- ②1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。
- ③時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以内とすることを協定する必要があります。
- ④限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限りです。

※臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由は、「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。